

役員等の報酬及び旅費に関する規程

社会福祉法人秀峯会

目 次

目的（第1条）

報酬の種類（第2条）

給料の額（第3条）

通勤手当の額（第4条）

給料及び通勤手当の支給（第5条）

期末手当（第6条）

非常勤役員及び評議員の報酬（第7条）

補則（第8条）

附則

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人秀峯会（以下「法人」という。）の役員および評議員、監事（以下「役員等」という。）の報酬等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の種類)

第2条 常勤役員には報酬を支給する。ただし、役員等が職員である場合は、これを支給しない。

2 報酬の種類は給料、通勤手当及び賞与とする。

(給料の額)

第3条 給料の額は理事長が別に定める。

(通勤手当の額)

第4条 通勤手当は当法人給与規程の定めるところによる。

(給料及び通勤手当の支給)

第5条 給料及び通勤手当は、当法人給与規程第4条に準じて支給する。

(賞与)

第6条 賞与は当法人給与規程第31条により支給する。

(非常勤役員及び評議員の報酬等)

第7条 非常勤役員、評議員及び監事が、理事会、評議員会またはその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

2 費用弁償額は、役員等の居住地から計算し、職員の旅費規程に準じて、交通費の実費額とする。

3 日当および宿泊料については、旅費規程で定める。

(補 則)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が定める。

付則 この規程は、平成19年10月 1日から施行する。

この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。

旅 費 規 程

社会福祉法人秀峯会

目 次

総則（第1条）

旅費の支給（第2条）

旅行命令（第3条）

旅費の種類（第4条）

旅費の計算（第5条—第6条）

県内旅行の旅費（第7条）

日当及び宿泊料（第8条）

附 則

(総 則)

第1条 この規則は公務のために旅行する理事、評議員、監事（以下、役員等という。）及び職員に対し支給する旅費に関する必要な事項を規定する。

(旅費の支給)

第2条 役員等及び職員が出張した場合にはこの規則に基づいて旅費を支給する。

(旅行命令)

第3条 旅行は任命権者又は委任を受けた者の発する出張命令によって行われる。

(旅費の種類)

第4条 一般に旅費の種類は鉄道運賃、船賃、車賃、航空運賃、日当、宿泊料とする。

- (1) 鉄道賃は鉄道旅行について路程に応じて、船賃は水路旅行について路程に応じて、航空賃は航空旅行について路程に応じてそれぞれの旅客運賃等により支給する。
- (2) 車賃は陸路（鉄道を除く）の旅行に応じて、車賃の実費を支給する。
- (3) 日当は旅行中の日数に応じて一日当たりの定額により支給する。
- (4) 宿泊料は旅行中の夜数に応じて、一夜当たりの定額により支給する。

(旅費の計算)

第5条 旅費は最も経済的な通常の経路及び方法により出張した場合の旅費により計算する。但し、業務上必要な又は天災その他の事情により、最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難いときは、その現によつた経路及び方法によって計算する。

2 鉄道運賃は、規則の旅客運賃のほか特別急行料金まで支給する。

第6条 旅費の計算上の日数は、出張のため現に要した日数により計算する。ただし、翌日の研修がなく船の都合で宿泊する場合は宿泊費のみ支給し、日当は支給しない。また、福岡を經由して「太古」で帰れる場合は宿泊費は支給しない。

(県内旅行の旅費)

第7条 県内における旅行については、次の各号に規定する額の旅費を支給する。

- (1) 旅行の行程が90km未満は旅費及び日当を支給する。
30km未満は旅費を支給し、5時間以上の場合は規定の日当の50%を支給する。
- (2) 業務上の必要、又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合には、宿泊料の定額を支給する。

(日当及び宿泊料)

第8条 日当及び宿泊料は下記の表に基づいて支給する。

	区 分	日 当	宿 泊
県 内	役員等	10,000円	8000円
	施設長、次長 事務長	4000円	8000円
	一般職員	3000円	7000円
県 外	役員等	10,000円	9000円
	施設長、次長 事務長	4000円	9000円
	一般職員	3000円	8000円
大 都 市 圏	役員等	10,000円	12000円
	施設長、次長 事務長	4000円	12000円
	一般職員	3000円	10000円

大都市圏：神戸市、大阪市、京都市、名古屋市、横浜市、東京23区、仙台市、札幌市

(職員が資格取得する場合の旅費について)

第9条 次に掲げる資格について交通費と宿泊費のみ支給する。(但し、1回のみで、出張扱いではないので、有給、公休を使用する。)

①介護支援専門員資格

②社会福祉士

③介護福祉士

①については、資格取得後の実務研修(前期・後期)、更新の場合も交通費と宿泊費のみ支給する。(研修申込費は個人負担)

③については、筆記試験1回、実技試験1回とする。

附 則 この規程は平成17年10月 1日から施行する。

附 則 この規程は平成18年 4月 1日から施行する。

附 則 この規程は平成18年12月18日から施行する。

附 則 この規程は平成26年 4月 1日から施行する。